

(案)

物品賃貸借契約書

1. 物件名 米代西部森林管理署 カラーデジタル複写機賃貸借契約
2. 機種・数量・設置場所 別紙のとおり
3. 契約金額 金 円 (月額金 円)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
4. 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
5. 契約保証金 免除
6. 国庫債務負担行為に係る契約の特則 別紙のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日に交付した物品売買契約約款、別冊仕様書によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和8年 月 日

発注者(甲) 秋田県能代市御指南町3-45
分任支出負担行為担当官
米代西部森林管理署長 小野寺 靖久

受注者(乙)

別紙

1 物件の機種及び設置場所

物件の機種及び設置場所は次に定めるところによる。

対象機種	設置場所
	米代西部森林管理署2階執務室 1台

2 国庫債務負担行為に係る契約の特則

国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

なお、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

各会計年度における代金の支払限度額	令和8年度	金 円
	令和9年度	金 円
	令和10年度	金 円
	令和11年度	金 円
	令和12年度	金 円

3 善良なる管理者の注意義務等

- (1) 発注者は、善良なる管理者の注意をもって装置を管理するものとする。
- (2) 受注者は、発注者の故意又は重大な過失によって装置の機能に損傷を受けた場合は、発注者に対してその損害賠償を請求することができる。
- (3) 発注者は、物件を第三者の権利の目的物とすることはできない。

4 返還費用の負担

- (1) この契約が終了した際の物件の返還の費用は受注者が負担する。
- (2) 前項の規定により、受注者が返還に係る費用を負担することとされている場合において、受注者の責めに帰すべき理由により物件の撤去が遅滞した場合は、発注者は物件を撤去し、その費用を受注者に請求することができる。

5 立ち入りの承諾及び秘密保持

- (1) 発注者は、物件の調整及び管理等のため、必要とするときは、受注者又は受注者の使用人を、物件の設置場所に立ち入らせるものとする。
- (2) 受注者又は受注者の使用人は、前項の立ち入りに際して知り得た業務上の秘密を、他に漏らしてはならないものとする。この場合、受注者又は受注者の使用人の責任は、すべて受注者に帰属する。